

住田町地域公共交通計画等策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、住田町地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）が実施する、住田町地域公共交通計画策定支援業務及び住田町公共交通利便増進実施計画策定に係る支援について、必要な事項を定めるものである。

1 業務委託名称

住田町地域公共交通計画等策定支援業務委託

2 業務目的

本町の地域公共交通は、鉄道および町民バス、タクシーが運行しているが、年々町民バスの利用者が減少し、公共交通空白地域、不便地域が存在し、町民バスの運行便数も十分であるとは言えないことから、自家用車を利用しなければ生活できない住民がいる状況である。

また、近年人口減少が進行し、2035年には町の人口が4,000人を下回る推計であり、現在の地域公共交通の形態を維持していくことが困難であると予想されることから、今後の地域公共交通に関して、より利便性が高く持続可能な形態を構築するための基本的な方針を示す必要がある。

そのため、本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる、「住田町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめの支援を行うとともに、「住田町公共交通利便増進実施計画」の策定への支援を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする

4 対象地域

住田町内

5 業務内容

本業務は、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめの支援を行うことを目的とするため、交通会議事務局等との連絡及び打合せを密に行うものとする。特にも受注者は交通会議事務局等会議へ参加し実現可能な交通政策を目指すものとする。業務内容は下記のとおりを想定しているが、各項目の詳細や追加の項目については、企画提案内容及び発注者との協議により決定する。

(1) 地域特性、公共交通の現状の整理

既存の資料や他の関連計画から、下記の項目等について、現状の整理を行う

- ① 地域特性の整理
- ② 町内地域公共交通の整理
- ③ 上位・関連計画の整理

(2) 町民の移動実態、ニーズ等の調査

町民の移動実態やニーズ等について、把握するため下記の項目等を実施する。

- ① 住民アンケート調査
- ② 町民バスの利用者に関する調査
- ③ 地域住民との意見交換会の開催
- ④ 関係機関に関する調査

(3) 住田町地域公共交通計画及び住田町公共交通利便増進実施計画（案）のとりまとめ

前項までの結果を踏まえ、下記の項目等について検討し、計画案の作成を実施する。

- ① 地域公共交通の現状、課題の整理
- ② 基本方針、計画目標の検討
- ③ 施策、実施主体の検討
- ④ 達成状況評価に関する事項の検討
- ⑤ 住田町地域公共交通計画（案）の作成
- ⑥ 住田町公共交通利便増進実施計画（案）の作成

(4) 住田町地域公共交通会議の運営支援

計画を策定するにあたり開催される住田町地域公共交通会議における、運営支援、協議資料の作成を実施する。なお、議事録の作成は求めない。（3回の開催を想定）

(5) 打合せ協議

業務を円滑に遂行するため、また、町内及び町民の公共交通との関わりの実態をよりの確に把握し業務に反映するため、業務の進捗状況に合わせ、機会をとらえて可能な限り発注者と打合せ協議を実施する。（計8～10回を想定）

6 成果品

本業務の成果を取りまとめた、下記成果品を納入する。

- (1) 業務報告書 電子データ 1式
- (2) 住田町地域公共交通計画書 電子データ 1式
- (3) 住田町公共交通利便増進実施計画 電子データ 1式
- (4) 住田町地域公共交通計画概要版（A3両面を想定）電子データ 1式

7 資料の貸与

受注者は本業務に必要な資料等を発注者より借り入れることができるものとする。ただし、適切な管理に努めるとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

8 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を発注者の許可を得ずに、ほかに利用、開示してはならない。また、本業務の実施に当たり個人情報を取扱う際は、住田町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するものとし、秘密保持について、万全の管理を行うものとする。

9 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权は全て発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の成果品を発注者の了承を得ずに、成果品を公表、貸与、使用してはならない。

10 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

11 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、本会議の事務局である住田町住民税務課とする。

【提出先】

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 8 8 番地 1
住民税務課内 住田町地域公共交通会議 事務局宛